

奈良県告示第五百十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり		高取町	四月二十一日 （火）	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
		明日香村	四月二十三日 （木）		
		安堵町	五月十二日 （火）		
		斑鳩町	五月十三日 （水）		
		三郷町	五月十八日 （月）		
		平群町	五月二十日 （水）		
		生駒市	五月二十五日 （月）	午前十時から 午後四時まで	

<p>運搬が困難な はかり以外の</p>										
<p>高取町</p>	五條市			天川村	野迫川村	十津川村				
<p>(水) 四月二十二日</p>	金 六月十九日(	木 六月十八日(	水 六月十七日(	) 六月九日(火	) 六月五日(金	) 六月四日(木	) 六月三日(水	) 六月二日(火	(火) 五月二十六日	
<p>正午まで 午前十時から</p>				午後三時まで 午前十時から	午後三時まで 午前九時から	十分まで 午前十一時三 午前十時から	午後三時まで 午前十時から			
<p>高市郡高取町大字観覚寺 高取町リベルテホール(</p>										





		六月二十五日 (木)	
午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から 午後三時まで
丁目一番一号)			

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町二二九番地一）において行う。